

石垣市部活動指導員人材バンク設置要項

(目的)

第1条 本市において、学校教育における部活動の普及と発展及び、持続可能な実施の実現に向け、各種目に関する豊かな知識や経験、優れた技能等を有する地域人材を学校の要請に応じて紹介できるよう部活動指導員人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(設置主体)

第2条 人材バンクの設置主体は、石垣市教育委員会(以下「教育委員会」という。)とし、事務局は、学校教育課(以下「事務局」という。)とする。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部活動指導員 石垣市立中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（教育課程として行なわれるものを除く。）に係る技術的指導に従事する者をいう。
- (2) 登録者 第5条に規定する人材バンク登録台帳に登録を受けた個人をいう。

(登録要件)

第4条 人材バンクに登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 教員免許を授与された経験がある者
 - (2) 公益財団法人日本スポーツ協会、又は各競技団体や関係団体が認定する指導者資格を取得しており、かつ当該資格に基づく指導実績を有する者
 - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において、指導経験がある者
 - (4) その他、教育委員会が適する人材であると認める者
- 2 部活動指導員は、指導する部活動に係る専門的な知識、技能に加え、学校教育に関する十分な理解を有し、かつ、次の各号に該当する者でなければならない。
- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
 - (2) 過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等、その他部活動指導員として不適格と認められる事項がない者
 - (3) 政治、宗教又は営利活動を目的としない者

(登録の手続)

第5条 人材バンクに登録を希望する者は、石垣市部活動指導員人材バンク登録申請書（様式第1号）を教育委員会へ提出するものとする。

2 事務局は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、必要事項を速やかに石垣市部活動指導員人材バンク登録台帳(様式第2号。以下「登録台帳」

という。)に登録しなければならない。

3 事務局は、登録者に対して、石垣市部活動指導員人材バンク登録通知書(様式第3号)により、登録内容の通知をしなければならない。

(登録事項の変更)

第6条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに石垣市部活動指導員人材バンク登録変更届(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の取消)

第7条 登録者は、登録の取消しの必要が生じたときは、速やかに石垣市部活動指導員人材バンク登録取消届(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者が、人材バンクを利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行ったとき。
- (2) 登録者が、社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (3) 教育委員会が不適格と認めたとき。

(登録の更新)

第8条 登録台帳に登録された内容の登録有効期間は、登録の日の属する年度開始の日から3年を経過する日までとする。

2 登録者は、登録を更新しようとする場合は、石垣市部活動指導員人材バンク登録申請書(様式第1号)を再度提出し、登録を更新するものとする。この場合の登録有効期間は、前項の規定に基づくものとする。

(登録台帳の公開)

第9条 登録台帳は、事務局で保管し、学校の要請に応じて提供できるものとする。

(個人情報に関する措置)

第10条 収集した個人情報は、石垣市個人情報保護条例(平成13年石垣市条例第24号)により適正に保管する。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年3月1日より施行する。

